

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 の一部を改正する省令について

平成17年8月
特 許 庁

1. 改正の概要

工業所有権に関する諸手続についてインターネットを使用して行うことができるよう、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下、「特例法施行規則」という。）の改正を行う。

（1）インターネットによる送信方法の規定（特例法施行規則第13条）

出願人がインターネットを使用して出願書類等の情報を送信する場合には、当該情報に電子署名を行い、電子証明書と併せて送信すべき旨、規定する。

併せて、出願人が用いることができる電子証明書について規定する。

（2）電子証明書の事前届出（特例法施行規則第15条）

インターネットを使用して出願等を行うに際し、あらかじめ電子証明書等の届出を行わなければならない旨、規定する。

（3）特定手続の追加（特例法施行規則第10条）

電子情報処理組織を使用して行うことができる特定手続を列挙した特例法第10条に、氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出等を追加する。

2. 施行日

本省令は、平成17年10月3日から施行する。ただし、インターネットによる出願を行うに際しての事前手続である電子証明書の届出及びその変更等については、インターネットによる出願前に行うことができるよう、平成17年8月1日から施行することとする。